

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和6年10月10日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400008号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400022号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間②のうち、平成21年2月1日から令和3年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成21年2月から令和3年9月までの標準報酬月額については、別表1の第1欄に掲げる期間に該当する月ごとに、同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成21年2月から令和3年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成21年2月から令和3年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表1の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間②のうち平成21年2月1日から同年3月1日までの期間、同年5月1日から同年6月1日までの期間、同年12月1日から平成22年3月1日までの期間、同年5月1日から同年6月1日までの期間、同年9月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から平成23年6月1日までの期間、同年7月1日から同年9月1日までの期間、平成24年9月1日から同年10月1日までの期間、同年12月1日から平成25年4月1日までの期間、同年6月1日から同年7月1日までの期間、同年8月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から平成26年3月1日までの期間、同年9月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から平成27年3月1日までの期間、同年5月1日から同年6月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間、同年12月1日から平成28年2月1日までの期間、同年5月1日から同年6月1日までの期間、同年8月1日から平成29年2月1日までの期間、同年5月1日から同年6月1日までの期間、同年7月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から平成30年3月1日までの期間、同年9月1日から同年10月1日までの期間、同年12月1日から平成31年3月1日までの期間、令和元年8月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から令和2年1月1日までの期間及び令和3年9月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成21年2月、同年5月、同年12月から平成22年2月まで、同年5月、同年9月、同年11月から平成23年5月まで、同年7月及び同年8月、平成24年9月、同年12月から平成25年3月まで、同年6月、

同年 8 月及び同年 9 月まで、同年 11 月から平成 26 年 2 月まで、同年 9 月、同年 11 月から平成 27 年 2 月まで、同年 5 月、同年 8 月、同年 12 月及び平成 28 年 1 月、同年 5 月、同年 8 月から平成 29 年 1 月まで、同年 5 月、同年 7 月から同年 9 月まで、同年 11 月から平成 30 年 2 月まで、同年 9 月、同年 12 月から平成 31 年 2 月まで、令和元年 8 月及び同年 9 月、同年 11 月及び同年 12 月並びに令和 3 年 9 月の標準報酬月額については、別表 1 の第 1 欄に掲げる期間に該当する月ごとに、同表の第 7 欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成 21 年 2 月、同年 5 月、同年 12 月から平成 22 年 2 月まで、同年 5 月、同年 9 月、同年 11 月から平成 23 年 5 月まで、同年 7 月及び同年 8 月、平成 24 年 9 月、同年 12 月から平成 25 年 3 月まで、同年 6 月、同年 8 月及び同年 9 月、同年 11 月から平成 26 年 2 月まで、同年 9 月、同年 11 月から平成 27 年 2 月まで、同年 5 月、同年 8 月、同年 12 月及び平成 28 年 1 月、同年 5 月、同年 8 月から平成 29 年 1 月まで、同年 5 月、同年 7 月から同年 9 月まで、同年 11 月から平成 30 年 2 月まで、同年 9 月、同年 12 月から平成 31 年 2 月まで、令和元年 8 月及び同年 9 月、同年 11 月及び同年 12 月並びに令和 3 年 9 月の訂正後の標準報酬月額（別表 1 の第 6 欄に掲げる上記第 1 の 1 の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者の A 社における請求期間②のうち、令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和 3 年 10 月から令和 4 年 8 月までの標準報酬月額については、別表 2 の第 8 欄に掲げる標準報酬月額とする。

令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成21年1月1日から同年2月1日まで
② 平成21年2月1日から令和4年9月1日まで

請求期間①について、国の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成21年2月1日となっている。私が所持している「平成21年1月分給与明細」（請求者から提出された請求期間①及び②に係る給与の明細書のタイトルは、「給与明細」、「給与明細書」、「給与支払明細書」及び「給料支払明細書」と4種類あるが、統一して以下「給与明細書」という。）には厚生年金保険料控除額が記載されていないが、同年2月分の給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額は同年1月の分の控除額であると思うので、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を同年1月1日に訂正してほしい。

請求期間②について、ねんきん定期便に記載されている「保険料納付額」は、私が所持しているA社の給与明細書に記載された厚生年金保険料よりも低額になっているので、請求期間②の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間②のうち、平成21年2月1日から平成26年3月1日までの期間、同年9月1日から平成30年4月1日までの期間、同年9月1日から令和2年1月1日までの期間及び同年9月1日から令和3年1月1日までの期間及び同年9月1日から同年10月1日までの期間について、給与明細書、平成21年分、平成22年分、平成25年分から令和4年分までの給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）、請求者がA社からの給与が振り込まれたとするB銀行の「預金取引明細表（流動性）」及びC銀行の「預金取引明細表1」（以下「預金取引明細表」という。）により、別表1の第2欄、第4欄及び第5欄に掲げるとおり、当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額及び当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額より高額であることが認められる。

また、請求期間②のうち、平成26年3月1日から同年9月1日までの期間、平成30年4月1日から同年9月1日までの期間、令和2年1月1日から同年9月1日までの期間及び令和3年1月1日から同年9月1日までの期間について、給与明細書により、別表1の第2欄、第3欄及び第5欄に掲げるとおり、当該期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額より高額であることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額若しくは本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②のうち、平成21年2月から令和3年9月までの標準報酬月額については、給与明細書、源泉徴収票及び預金取引明細表により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額若しくは本来の報酬月額から、別表1の第1欄に掲げる期間に該当する月ごとに、同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社からは回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（平成22年1月からは年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②のうち、平成21年2月1日から同年3月1日までの期間、同年5月1日から同年6月1日までの期間、同年12月1日から平成22年3月1日までの期間、同年5月1日から同年6月1日までの期間、同年9月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から平成23年6月1日までの期間、同年7月1日から同年9月1日までの期間、平成24年9月1日から同年10月1日までの期間、同年12月1日から平成25年4月1日までの期間、同年6月1日から同年7月1日までの期間、同年8月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から平成26年3月1日までの期間、同年9月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から平成27年3月1日までの期間、同年5月1日から同年6月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間、同年12月1日から平成28年2月1日までの期間、同年5月1日から同年6月1日までの期間、同年8月1日から平成29年2月1日までの期間、同年5月1日から同年6月1日までの期間、同年7月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から平成30年3月1日までの期間、同年9月1日から同年10月1日までの期間、同年12月1日から平成31年3月1日までの期間、令和元年8月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から令和2年1月1日までの期間及び令和3年9月1日から同年10月1日までの期間について、給与明細書、源泉徴収票及び預金取引明細表により、別表1の第2欄、第4欄及び第5欄に掲げるとおり、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、厚生年金保険料控除額

に見合う標準報酬月額及びオンライン記録により確認できる請求者の標準報酬月額よりも高額であることが認められる。

したがって、平成21年2月、同年5月、同年12月から平成22年2月まで、同年5月、同年9月、同年11月から平成23年5月まで、同年7月及び同年8月、平成24年9月、同年12月から平成25年3月まで、同年6月、同年8月及び同年9月、同年11月から平成26年2月まで、同年9月、同年11月から平成27年2月まで、同年5月、同年8月、同年12月及び平成28年1月、同年5月、同年8月から平成29年1月まで、同年5月、同年7月から同年9月まで、同年11月から平成30年2月まで、同年9月、同年12月から平成31年2月まで、令和元年8月及び同年9月、同年11月及び同年12月並びに令和3年9月の標準報酬月額については、給与明細書、源泉徴収票及び預金取引明細表により確認できる本来の報酬月額から、別表1の第1欄に掲げる期間に該当する月ごとに、同表の第7欄に掲げる標準報酬月額とすることが妥当である。

なお、請求者の平成21年2月、同年5月、同年12月から平成22年2月まで、同年5月、同年9月、同年11月から平成23年5月まで、同年7月及び同年8月、平成24年9月、同年12月から平成25年3月まで、同年6月、同年8月及び同年9月、同年11月から平成26年2月まで、同年9月、同年11月から平成27年2月まで、同年5月、同年8月、同年12月及び平成28年1月、同年5月、同年8月から平成29年1月まで、同年5月、同年7月及び同年9月、同年11月から平成30年2月まで、同年9月、同年12月から平成31年2月まで、令和元年8月及び同年9月、同年11月及び同年12月並びに令和3年9月の訂正後の標準報酬月額(別表1の第6欄に掲げる上記第3の1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②のうち、令和3年10月1日から令和4年9月1日までの期間については、訂正請求日において保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、請求者の当該期間に係る標準報酬額は厚生年金保険法に基づき認定することとなるところ、給与明細書により確認できる当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬額は、別表2の第2欄、第4欄に掲げるとおり、オンライン記録により確認できる請求者の標準報酬月額より高額であることが認められる。

したがって、請求期間②のうち、令和3年10月から令和4年8月までの標準報酬月額については、給与明細書により確認できる本来の報酬月額から、別表2の第8欄に掲げる標準報酬月額とすることが妥当である。

- 4 請求期間①について、請求期間①の給与明細書及び請求者がA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した月以降の給与明細書によると、基本給の金額が

同額であり、乗務回数についても同程度である上、請求者は、請求期間①と被保険者資格を取得した月以降では業務内容及び勤務形態に変更はなかった旨陳述していることから、請求者は、請求期間①において厚生年金保険被保険者となる要件を満たす勤務形態であったことが認められる。

しかしながら、請求期間①に係る平成 21 年 1 月分の給与明細書によると、厚生年金保険料は、事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

一方、請求者は、平成 21 年 2 月分の給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額が請求期間①の分の厚生年金保険料控除額である旨陳述しているが、オンライン記録によると、請求者は、平成 21 年 2 月 1 日から令和 5 年 1 月 1 日までにおいて A 社の厚生年金保険被保険者であり、被保険者資格取得月である平成 21 年 2 月分の給与明細書から厚生年金保険料控除額が記載され、被保険者資格喪失月である令和 4 年 12 月分の給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額は 1 か月分であることが確認できる。また、給与明細書、預金取引明細表、請求者及び同僚の陳述によると、給与は、給与明細書に記載された月分の翌月に支払われていることが確認できることから、同社における厚生年金保険料の控除方法は翌月控除であると判断でき、平成 21 年 2 月分の給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は請求期間①の分の控除額ではなく、同月分の控除額であると認められる。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

別表 1

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間②に係る期間	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	報酬月額に見合う標準報酬月額	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成21年2月	9万8,000円		34万円	32万円	32万円	34万円
平成21年3月及び同年4月	9万8,000円		34万円	36万円	34万円	
平成21年5月	9万8,000円		34万円	32万円	32万円	34万円
平成21年6月	9万8,000円		34万円	36万円	34万円	
平成21年7月	9万8,000円		34万円	38万円	34万円	
平成21年8月	9万8,000円		34万円	34万円	34万円	
平成21年9月	9万8,000円		34万円	34万円	34万円	
平成21年10月及び同年11月	9万8,000円		34万円	36万円	34万円	
平成21年12月から平成22年2月まで	9万8,000円		34万円	32万円	32万円	34万円
平成22年3月	9万8,000円		34万円	38万円	34万円	
平成22年4月	9万8,000円		34万円	36万円	34万円	
平成22年5月	9万8,000円		34万円	32万円	32万円	34万円
平成22年6月	9万8,000円		34万円	38万円	34万円	
平成22年7月	9万8,000円		34万円	36万円	34万円	
平成22年8月	9万8,000円		34万円	34万円	34万円	
平成22年9月	9万8,000円		36万円	34万円	34万円	36万円
平成22年10月	9万8,000円		36万円	36万円	36万円	
平成22年11月及び同年12月	9万8,000円		36万円	34万円	34万円	36万円

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間②に係る期間	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	報酬月額に見合う標準報酬月額	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成23年1月及び同年2月	9万8,000円		36万円	32万円	32万円	36万円
平成23年3月	9万8,000円		36万円	24万円	24万円	36万円
平成23年4月及び同年5月	9万8,000円		36万円	34万円	34万円	36万円
平成23年6月	9万8,000円		36万円	38万円	36万円	
平成23年7月及び同年8月	9万8,000円		36万円	34万円	34万円	36万円
平成23年9月	9万8,000円		30万円	36万円	30万円	
平成23年10月から同年12月まで	9万8,000円		30万円	34万円	30万円	
平成24年1月	9万8,000円		30万円	32万円	30万円	
平成24年2月及び同年3月	9万8,000円		30万円	36万円	30万円	
平成24年4月	9万8,000円		30万円	34万円	30万円	
平成24年5月から同年7月まで	9万8,000円		30万円	36万円	30万円	
平成24年8月	9万8,000円		30万円	34万円	30万円	
平成24年9月	9万8,000円		36万円	34万円	34万円	36万円
平成24年10月及び同年11月	9万8,000円		36万円	36万円	36万円	
平成24年12月	9万8,000円		36万円	34万円	34万円	36万円
平成25年1月	9万8,000円		36万円	32万円	32万円	36万円
平成25年2月及び同年3月	9万8,000円		36万円	34万円	34万円	36万円
平成25年4月及び同年5月	9万8,000円		36万円	36万円	36万円	
平成25年6月	9万8,000円		36万円	32万円	32万円	36万円

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間②に係る期間	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	報酬月額に見合う標準報酬月額	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成25年7月	9万8,000円		36万円	38万円	36万円	
平成25年8月	9万8,000円		36万円	28万円	28万円	36万円
平成25年9月	9万8,000円		34万円	32万円	32万円	34万円
平成25年10月	9万8,000円		34万円	38万円	34万円	
平成25年11月	9万8,000円		34万円	32万円	32万円	34万円
平成25年12月	9万8,000円		34万円	32万円	32万円	34万円
平成26年1月	9万8,000円		34万円	30万円	30万円	34万円
平成26年2月	9万8,000円		34万円	32万円	32万円	34万円
平成26年3月	9万8,000円	36万円		36万円	36万円	
平成26年4月	9万8,000円	34万円		34万円	34万円	
平成26年5月から同年7月まで	9万8,000円	36万円		36万円	36万円	
平成26年8月	9万8,000円	30万円		30万円	30万円	
平成26年9月	9万8,000円		34万円	32万円	32万円	34万円
平成26年10月	9万8,000円		34万円	36万円	34万円	
平成26年11月から平成27年1月まで	9万8,000円		34万円	32万円	32万円	34万円
平成27年2月	9万8,000円		34万円	30万円	30万円	34万円
平成27年3月	9万8,000円		34万円	38万円	34万円	
平成27年4月	9万8,000円		34万円	36万円	34万円	
平成27年5月	9万8,000円		34万円	32万円	32万円	34万円

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間②に係る期間	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	報酬月額に見合う標準報酬月額	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成27年6月	9万8,000円		34万円	38万円	34万円	
平成27年7月	9万8,000円		34万円	36万円	34万円	
平成27年8月	9万8,000円		34万円	32万円	32万円	34万円
平成27年9月	9万8,000円		34万円	34万円	34万円	
平成27年10月	9万8,000円		34万円	36万円	34万円	
平成27年11月	9万8,000円		34万円	34万円	34万円	
平成27年12月及び平成28年1月	9万8,000円		34万円	32万円	32万円	34万円
平成28年2月及び同年3月	9万8,000円		34万円	34万円	34万円	
平成28年4月	9万8,000円		34万円	36万円	34万円	
平成28年5月	9万8,000円		34万円	32万円	32万円	34万円
平成28年6月及び同年7月	9万8,000円		34万円	36万円	34万円	
平成28年8月	9万8,000円		34万円	32万円	32万円	34万円
平成28年9月	9万8,000円		36万円	24万円	24万円	36万円
平成28年10月	9万8,000円		36万円	34万円	34万円	36万円
平成28年11月	9万8,000円		36万円	30万円	30万円	36万円
平成28年12月	9万8,000円		36万円	26万円	26万円	36万円
平成29年1月	9万8,000円		36万円	32万円	32万円	36万円
平成29年2月及び同年3月	9万8,000円		36万円	36万円	36万円	
平成29年4月	9万8,000円		36万円	38万円	36万円	

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間②に係る期間	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	報酬月額に見合う標準報酬月額	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成29年5月	9万8,000円		36万円	34万円	34万円	36万円
平成29年6月	9万8,000円		36万円	41万円	36万円	
平成29年7月から同年9月まで	9万8,000円		36万円	34万円	34万円	36万円
平成29年10月	9万8,000円		36万円	38万円	36万円	
平成29年11月	9万8,000円		36万円	34万円	34万円	36万円
平成29年12月	9万8,000円		36万円	34万円	34万円	36万円
平成30年1月	9万8,000円		36万円	28万円	28万円	36万円
平成30年2月	9万8,000円		36万円	34万円	34万円	36万円
平成30年3月	9万8,000円		36万円	38万円	36万円	
平成30年4月	9万8,000円	34万円		34万円	34万円	
平成30年5月及び同年6月	9万8,000円	38万円		38万円	38万円	
平成30年7月	9万8,000円	41万円		41万円	41万円	
平成30年8月	9万8,000円	38万円		38万円	38万円	
平成30年9月	9万8,000円		36万円	34万円	34万円	36万円
平成30年10月及び同年11月	9万8,000円		36万円	41万円	36万円	
平成30年12月から平成31年2月まで	9万8,000円		36万円	34万円	34万円	36万円
平成31年3月	9万8,000円		36万円	41万円	36万円	
平成31年4月から令和元年6月まで	9万8,000円		36万円	38万円	36万円	
令和元年7月	9万8,000円		36万円	44万円	36万円	

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間②に係る期間	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	報酬月額に見合う標準報酬月額	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
令和元年8月	9万8,000円		36万円	32万円	32万円	36万円
令和元年9月	9万8,000円		38万円	36万円	36万円	38万円
令和元年10月	9万8,000円		38万円	41万円	38万円	
令和元年11月	9万8,000円		38万円	18万円	18万円	38万円
令和元年12月	9万8,000円		38万円	34万円	34万円	38万円
令和2年1月	9万8,000円	38万円		38万円	38万円	
令和2年2月	9万8,000円	34万円		34万円	34万円	
令和2年3月及び同年4月	9万8,000円	41万円		41万円	41万円	
令和2年5月	9万8,000円	34万円		34万円	34万円	
令和2年6月	9万8,000円	44万円		41万円	41万円	
令和2年7月	9万8,000円	41万円		41万円	41万円	
令和2年8月	9万8,000円	30万円		30万円	30万円	
令和2年9月	9万8,000円		38万円	41万円	38万円	
令和2年10月	9万8,000円		38万円	41万円	38万円	
令和2年11月及び同年12月	9万8,000円		38万円	38万円	38万円	
令和3年1月及び同年2月	9万8,000円	34万円		34万円	34万円	
令和3年3月	9万8,000円	44万円		44万円	44万円	
令和3年4月	9万8,000円	38万円		38万円	38万円	
令和3年5月	9万8,000円	36万円		36万円	36万円	

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間②に係る期間	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	報酬月額に見合う標準報酬月額	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
令和3年6月及び同年7月	9万8,000円	41万円		41万円	41万円	
令和3年8月	9万8,000円	36万円		36万円	36万円	
令和3年9月	9万8,000円		38万円	36万円	36万円	38万円

別表2

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄	第8欄
請求期間②に係る期間	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	報酬月額に見合う標準報酬月額	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(ただし書)訂正後の標準報酬月額
令和3年10月から令和4年8月まで	9万8,000円		38万円				38万円

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400107号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400023号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA事業所B支社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和39年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和59年4月1日から同年9月1日まで

② 昭和59年10月1日から昭和60年3月1日まで

私は、請求期間①及び②にA事業所B支社のC市にあった事務所(以下「D事務所」という。)に臨時職員として勤務していた。D事務所から健康保険証をもらい通院した記憶があるので、勤務していたことは間違いないが、請求期間①及び②の厚生年金保険の加入記録がないので、請求期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険被保険者の記録により、請求者は、A事業所B支社において昭和59年9月1日に資格を取得し、昭和60年2月28日に離職していることが確認できることから、請求者は請求期間②に同支社に勤務していたことが確認できるものの、請求者に係る請求期間①の雇用保険被保険者の記録は見当たらない。

また、A事業所B支社の承継事業所であるE事業所は、請求期間①及び②当時社会保険及び給与事務を行っていた同支社は閉鎖しており、同支社の資料は既に処分されているため請求者の資料は保管していない旨回答していることから、請求期間①及び②において、請求者が厚生年金保険被保険者となる要件を満たしていたか確認することができない。

さらに、E事業所は、請求期間①及び②当時の社会保険台帳が保管されているが、当該台帳に請求者の記録は確認できないことから、請求者は社会保険に加入しておらず、請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者資格取得及び喪失の届出並び

に請求期間①及び②に係る請求者の厚生年金保険料の納付を行っていない上、請求者の給与から請求期間①及び②の厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

加えて、オンライン記録により、請求期間①及び②を含む昭和 58 年 10 月 1 日から昭和 60 年 3 月 1 日までの期間に A 事業所 B 支社において厚生年金保険被保険者の記録が確認でき所在が判明した 50 人、請求期間①及び②当時に D 事務所において所長であったとする者（以下「所長」という。）が、D 事務所（所長は、D 事務所の正式名称を「A 事業所 B 支社 F 事業所」と回答。）に勤務していたとして氏名を挙げた者のうち、当該 50 人を除き、オンライン記録により同支社における厚生年金保険被保険者記録が確認でき所在が判明した 5 人の計 55 人に文書照会（以下「同僚照会」という。）を行ったが、請求者の具体的な勤務期間、勤務実態について記憶する者はいない。また、同支社における厚生年金保険に係る加入の取扱いについて、複数の者の回答がそれぞれ相違していることから当該取扱いの詳細が判明しない。

また、所長は、臨時職員の女性が開設当時の D 事務所に勤務していたことを記憶しているものの、当該女性が請求者かどうかは不明であるとし、請求者の A 事業所 B 支社における厚生年金保険被保険者資格の記録がないことについては、D 事務所の厚生年金保険に係る加入の届出を行っていた G 市にあった同支社が手続を漏らしたとしか考えられない旨陳述している。

さらに、同僚照会において、A 事業所 B 支社における社会保険事務担当者として氏名が挙げられた 3 人のうち所在が判明した 1 人に文書照会を行ったところ、同支社では、臨時職員は 1 年、アルバイトは 6 か月の期間で採用しており、D 事務所からの申請に基づいて社会保険の加入の手続をするはずだが、請求者に請求期間①及び②の記録がない理由は不明である旨回答及び陳述している。

加えて、請求者に係る改製原戸籍の附票により、請求期間①及び②当時に請求者が住所を定めていたことが確認できる C 市の税務課に対し、請求者に係る昭和 59 年から昭和 60 年までの住民税課税資料の保存状況について照会したところ、同課の担当者は、住民税課税資料の保存年限は 7 年であり、請求期間①及び②の当該資料は保存していない旨陳述している。

また、A 事業所 B 支社において、請求期間①より前の昭和 59 年 3 月 1 日から請求期間②より後の昭和 60 年 3 月 4 日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の中に、請求者の同被保険者原票は見当たらず、整理番号に欠番はない。

なお、請求者は、D 事務所に勤務した時にもらった健康保険証は、H 共済組合員証であったと陳述しているが、E 事業所は、A 事業所は H 共済組合に加入していない旨回答している。また、A 事業所 B 支社が加入していた I 健康保険組合は、健康

保険の被保険者資格に関する文書保存期限は5年であるため、資料は既に廃棄されており、請求期間①及び②における請求者の資料は提出できない旨回答している上、C市は、請求者に係る国民健康保険の記録について、請求期間①及び②に係る請求者の住民情報がないため確認することができない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。